

企業版ふるさと納税制度について

熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略検証委員会資料

令和 3 年3月29日

制度の活用について

■ 制度の経緯

○H28.4制度創設

➤ 企業を対象として、企業が地方公共団体の地方創生に係る事業に対して寄附を行った際に税額が控除される制度

○R2年度に、税額控除割合の拡大（最大約9割）、適用対象の拡大、寄附時期の弾力化、認定手続きの簡素化など、地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを高める観点から見直しを実施

○R2年度の制度見直しを契機に、多くの地方公共団体が総合戦略を基にした地域再生計画の認定を申請（R2.12時点46道府県899市町村が認定）

➤ 本市も昨年9月に申請し、11月に認定（総合戦略全体を対象とする地域再生計画）

➤ 企業からの寄付の受け皿の準備が完了



■ 本市における今後の取組

企業版ふるさと納税制度や本市総合戦略における取組の周知を全庁的に推進し、本制度を契機とした企業とのパートナーシップの構築などを目指し、積極的に活用する

※寄附受入のご報告

R2.12に神奈川県、R3.3に福岡市の企業より寄附受入

→ 今後、市HP等で寄附実績などについて周知・広報を実施

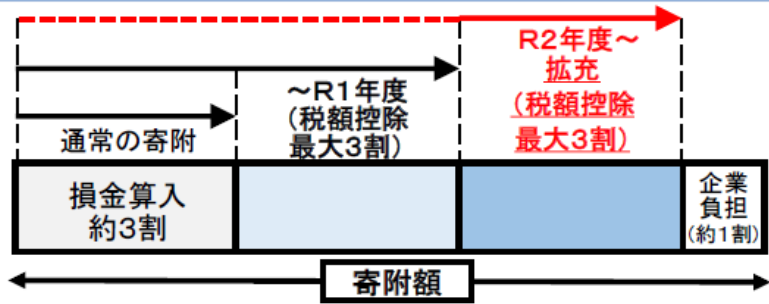
【参考】内閣府地方創生推進事務局：[企業版ふるさと納税ポータルサイト](#)

企業版ふるさと納税

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

制度のポイント

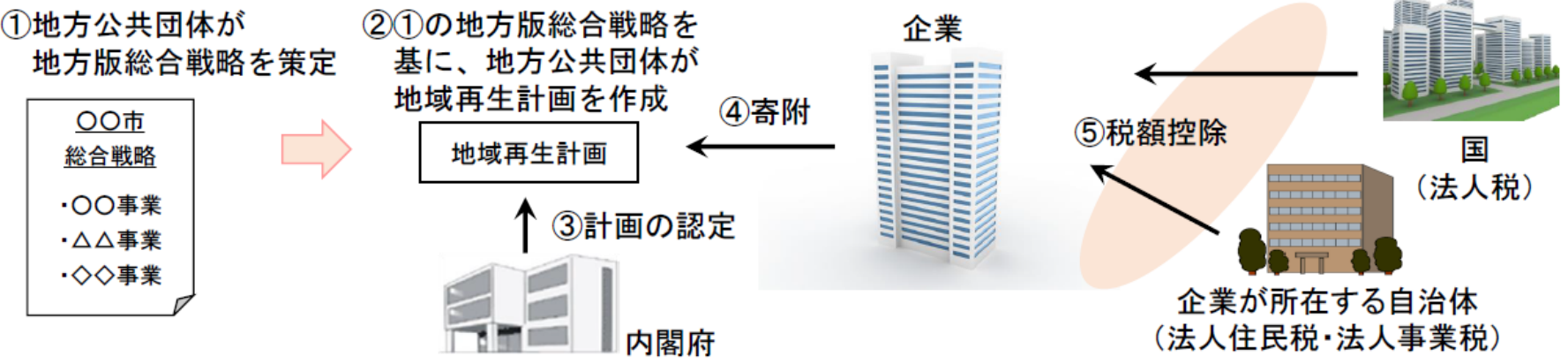
- 企業が寄附しやすいよう、
 - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
 - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
 - 寄附企業への経済的な見返りは禁止
 - 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要
- ※ 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。
- ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。



例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。

- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

活用の流れ



◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数: 46道府県899市町村 (令和2年度第3回認定後)

令和2年度税制改正

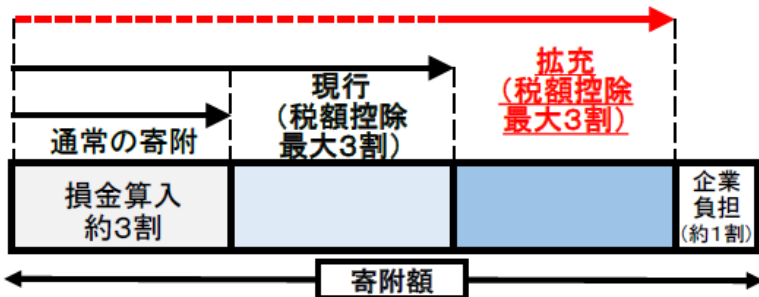
企業版ふるさと納税の拡充・延長

地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、企業版ふるさと納税について、税額控除割合の引上げや手続の簡素化等、大幅な見直しを実施する。

改正のポイント

- 以下の見直しを行った上、**適用期限を5年間延長（令和6年度まで）**する。
- 税額控除の割合を**現行の2倍に引上げ、税の軽減効果を最大約9割（現行約6割）**に
※ 令和2年4月1日以後に開始する法人（寄附企業）の事業年度から適用
- 地方版総合戦略の抜粋・転記**による地域再生計画の申請・認定を可能に
- 地方創生関係交付金や地方財政措置を伴わない補助金・交付金に加え、**併用可能な国の補助金・交付金の範囲を拡大**
- 地域再生計画の認定後、**「寄附（受入れ）の金額の目安」の範囲内であれば、事業費確定前の寄附の受領**を可能に

【税額控除割合の引上げ（イメージ）】



例）1,000万円寄附すると、**最大約900万円**の法人関係税が軽減。

- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。（法人住民税法人税割額の20%が上限）
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。（法人税額の5%が上限）
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。（法人事業税額の20%が上限）

